

令和7年第4回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第10号	専決処分した事件の承認について(令和7年度上越市一般会計補正予算(専第2号))	総務課	1
議案第97号	上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	選挙管理委員会事務局	2～3
議案第92号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第3号)	市民課	4

総務部
選挙管理委員会事務局

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	報告第 1 0 号
提 出 課	総務課

歳出科目（P 84～P 85）	2 款 1 項 32 目	定額減税補足給付費
-----------------	--------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
定額減税補足給付金事業	510,624	91,884	602,508

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	91,884	報酬 1,492 職員手当等 1,350 需用費 125	役務費 1,106 負担金補助及び交付金 87,760

【補正理由】

定額減税補足給付金の対象者が当初の見込みを上回り、国の交付金を活用し追加給付を行う経費に不足が見込まれることから、補正予算を専決処分したもの（8月12日専決）

【補正内容】

（歳入）

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	510,624	91,884	602,508

（歳出）

区 分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	3,519	1,492	5,011
職員手当等	時間外勤務手当	2,700	1,350	4,050
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金、雇用保険料	384	0	384
旅費	会計年度任用職員費用弁償	128	51	179
需用費	消耗品費、印刷製本費	497	125	622
役務費	通信運搬費、手数料	6,086	1,106	7,192
負担金補助及び交付金	定額減税補足給付金（不足額給付）	497,310	87,760	585,070
合 計		510,624	91,884	602,508

- ・対象納税義務者数（見込み）：19,400人（当初比2,700人の増）
 - ・給付金額（見込み）：585,070千円（当初比87,760千円の増）
 - ・申請期限：令和7年10月31日
- ※振込終了は11月下旬を予定している。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 7 号
提 出 課	選挙管理委員会事務局

上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正を受け、選挙運動用ポスター及びビラの作成を行う場合に市が支払うべき金額を改めるもの

2 改正内容

- (1) 第 1 条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の改正内容

上越市議会議員及び上越市長の選挙において、候補者が選挙運動用ポスターを作成する場合に、市が支払うべき金額を改める。（第 4 条関係）

- (2) 第 2 条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の改正内容

上越市議会議員及び上越市長の選挙において、候補者が選挙運動用ビラを作成する場合に、市が支払うべき金額及び限度額を改める。（第 4 条、第 5 条関係）

3 施行期日

公布の日

- 4 上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例改正案新旧対照表

- (1) 第 1 条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
（公費の支払） 第 4 条 略 (1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が 5 0 0 以下である場合 <u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に 1 0 万 5 , 6 2 0 円を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額 (2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が 5 0 0 を超える場	（公費の支払） 第 4 条 略 (1) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が 5 0 0 以下である場合 <u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に 1 0 万 5 , 6 2 0 円を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額 (2) 市議会議員の選挙において選挙運動用ポスターの作成枚数が 5 0 0 を超える場

改 正 案	改 正 前
合 <u>29万3,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に10万5,620円を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額 (3) 市長の選挙の場合 <u>29万3,440円と30円73銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額との合計金額に10万5,620円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	合 <u>27万655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に10万5,620円を加えた金額を当該選挙運動用ポスターの作成枚数で除して得た金額 (3) 市長の選挙の場合 <u>27万655円と28円35銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額との合計金額に10万5,620円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) 第2条の規定による上越市議会議員及び上越市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(公費の支払) 第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超えるときは、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの限度枚数を乗じて得た額とする。	(公費の支払) 第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超えるときは、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「限度枚数」という。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの限度枚数を乗じて得た額とする。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 2 号
提 出 課	市民課

歳出科目（P16～P17）	2 款 3 項 1 目	戸籍住民基本台帳費
---------------	-------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
戸籍住民基本台帳費	300,792	1,236	302,028

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
国庫支出金	1,252	備品購入費	1,236
一般財源	△16		

【補正理由】

出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴い、外国人市民が所持する在留カードとマイナンバーカードの一体化を進めるために必要となる、住居地等記録端末の購入経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	中長期在留者住居地届出等事務委託金	610	1,252	1,862
一般財源		67,027	△16	67,011
合 計		67,637	1,236	68,873

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
備品購入費	庁用備品購入費	314	1,236	1,550

<内容>

住居地等記録端末を 4 台購入し、外国人市民の住所変更等に伴い特定在留カード（マイナンバーカードと在留カードを一体化したもの）内の住所データを更新するために使用するもの